常任委員会からの報告

第1回定例会において総務産業常任委員会に付託を受けた次の案件について主な内容を報告します。

条例の一部改正案を否決

◆新規就農者等に関する条例の一部改正

改正内容は、生活環境整備補助による住宅環境整備事業について快適住まいづくり促進条例の活用により住宅整備を促すことで効果的な生活環境整備ができることから削除しようとするもの。

委員会審査で次のとおり意見が集約されました。

本条例は、平成5年に制定し、新たな農業者の定住を促進し、更なる農業振興を図ることを目的に、平成18年に条例の全部を改正し、その後、必要に応じて一部改正を行ってきた。全部の改正時には、就農者が苦労された経緯を踏まえ、家屋の改修等の支援として生活環境整備補助を新設したものである。

これらを踏まえ、本町にとって、新規就農等の支援施策は農業政策の中で最重要施策の一つであり、先に制定された新規就農促進住宅、農業道場の設置と管理条例とも整合性を図る必要がある。政策条例の趣旨からして、支援策については、一部を他条例に委ねるのではなく、農地、資金、研修、生活環境整備等一体的なものとして政策誘導が図られるよう完成度を高めるものでなければならない。

新規就農者等への生活環境整備支援については、制度の充実化を図る必要がある。関係する機関、団体等とも十分な協議を行うこと。

採決の結果、全会一致で「原案は否決すべきもの」と決した。

◆平成29年度一般会計補正予算（第8号）

当委員会として、次の意見を付します。

○宿泊交流研修施設指定管理料

①施設建設と指定管理者決定に至った経過と経緯を踏まえ、これまでの説明とそれに伴う結果の責任は極めて重い。

②赤字決算になることが事前に予測できたが、スズキ株式会社関係の出張者減は不測の事態と主張している。本予算支出をもって、次年度以降における赤字補填のルール化を担保するものではない。

③公社との信頼関係を構築し、連携を密に図り、公社の経営努力がより推進されるよう、助言・指導等を徹底し、本気度をもって収益性の観点から万全を期すこと。

④町民への説明責任を早期に果たすこと。

○町道除排雪委託料

降雪・積雪・地域等の状況により、町民の暮らし、生活に大きな影響を及ぼすものである。町民にしっかり寄り添いながら適切な時期に予算措置を行い実施すること。

以上、当委員会として、意見を付して「原案どおり可決すべきもの」と決した。